

議会改革推進協議会 議事録

平成 28 年 1 月 25 日

議会改革推進協議会 第5回会議

平成28年1月25日(月)

開会 午後 4時30分

散会 午後 5時 8分

中川 ただいまから「議会改革推進協議会」を開会させていただきます。この場合、御報告いたします。市政記者クラブ所属の報道機関より、頭撮りの申し出がありましたので、お許しをしないと存じます。

(撮影関係者入室：頭撮り)

それでは、改めましてただいまから「議会改革推進協議会」を開催させていただきますけれども、本日はまず初めに議員定数のあり方について御協議をいただきたいと存じます。この議題につきましてはこれまで既に4回にわたり御議論をいただいております。前回にもお話をさせていただきましたように、今回はここで議員定数に対する、まずは各会派の御意向をお聞かせをいただきたいと存じますのでよろしくお願いをいたします。それではまずは自民党から意向表明をお願いいたします。

渡辺 私どものところはですね、先般、議員団会議を行いまして、現行が75でございますので、それに対しましてさらに7名減に決すべきであるということでございます。

おくむら それでは、定数75に対して、10減をお願いいたします。

田辺 率で大変恐縮ですけれども、1割程度の定数削減は必要だという考えを持っております。

大村 減税日本ナゴヤとしては、区別議員定数の現況には、二人減員となるような激化を避けるべきだと考え、10名減ということで考えております。

田口 議員定数は現行の75を維持する。その理由は、議会基本条例では議員定数について、「各層の多様な民意を市政に反映させるために必要な人数を確保」と定められており、この観点に立てば、現行の定数は、多様な民意を反映させるための必要最小限の定数であると考えます。本市会の議員1人当たりの人口は、平成

22年の国勢調査人口では3万185人であり、横浜市、大阪市に次いで多くなっていますが、定数を削減すれば、議員一人当たりの人口がさらに多くなり、民意が反映されにくくなります。また、定数を6以上削減するケースでは、中区は定数2となり、定数2の選挙区が3区にふえますが、大政党が議席を占め、少数政党が排除されやすい定数2の選挙区をふやすことも、民意を反映させにくくすることから、定数の削減は、議会基本条例の趣旨に反すると考えます。なお、議員定数削減によって身を切るという議論については、議員報酬800万円を制度値として継続することや政務活動費の減額によって議会予算の削減を図るべきであり、定数削減によって民意を切るべきではないと考えます。

中川 承知しました。今、田口委員の申し上げられたところの、800万円が制度値とおっしゃられたと思いますが、800万円は特例値でありますので…。

田口 だから、制度値にして継続すると。

中川 はい。それでは各会派より御意向をいただきましたけれども、この際、何か御意見等ありましたら、この際、御発言をいただければと存じます。——それでは、ただいまお聞き及びのとおりの意見の一致を見ることはできませんでしたので、本日のところは各会派より御意向をお聞かせいただいたということで、各会派の御意向を、一旦、それぞれの会派に意見開陳された部分を持ち帰っていただきまして、引き続き各会派でもう一度精力的に御検討をいただければと存じます。そして次回、また皆様方と日程調整させていただきたいと存じますので、次回に議員定数改正に対する最終的な考え方のとりまとめに向けて御協議をさせていただければと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

中川 それでは、さよう取り扱わせていただきたいと思います。では、議員定数についてはよろしくお願いをいたします。次に、前回の協議会で御協議をいただきました議員報酬に関してありますが、正副議長さんから市長さんに対して、議員報酬のあるべき額について名古屋市特別職報酬等審議会の御意見をお聞きいただくよう申し入れを行っていただきました結果につきまして、藤沢議長より御報告をいただきたいと思います。

議長 前回のこの議会改革推進協議会におきまして皆様方から御提案をいただきました、名古屋市特別職報酬等審議会の申し入れの件について、私からご報告させていただきます。10月2日に小川副議長とともにですね、河村市長に対して、審議会を

開催して、意見を聞いていただきたいと、そのように申し入れをいたしました。これは各会派全会一致の申し入れですということを申し添えてお願いをさせていただきましたが、市長さんからはですね、800万円で恒久化案を出すなら報酬審で意見を聞くことはやぶさかではないが、ただ、今の現状ではできかねると。報酬等については、議会がみずから決めることですのでというお答えでございました。したがって全会派一致でお願いをさせていただいた申し入れについては、御意見を聞く機会ができない、かなわないという状況になっておりますので、御報告を申し上げます。そういった結果になりましたので、報酬等審議会が開催されないということになりますので、引き続いて議員報酬のあり方について、他の政令指定都市や5大市のことなんかを基準にして、資料等もきょうお手元に用意をさせていただきましたので、そういったことをもとにしてですね、御議論いただければありがたいなど、このように思いますので、よろしく座長の方で取り計らいをお願いしたいというふうに思います。

中川 ただいま藤沢議長から名古屋市特別職報酬等審議会の開催の申し入れ結果の報告とともに、今まだお手持ちだと思いますけれども、資料も御用意をさせていただいているというようなことの御発言もありました。議員報酬のあり方について、引き続き、委員の皆さんで御議論をいただければというお話もあったかと思えます。また議員報酬のあり方については市長に特別職報酬等審議会を開催をしていただき、議員の職務や責任に応じた適正な額について御意見をお聞きいただくべきものでありますけれども、これまでも、特別職報酬等審議会では、市長の政治理念に基づいた諮問案に対し、「判断できない」、また「審議になじむものではない」との答申がなされているところであります。したがって、議員報酬のあるべき額については伺えない、そういう状況であります。そこで、藤沢議長からの提案もごさいますことから、この際、議員定数とともに、議員報酬のあり方についても、この議会改革推進協議会であわせて御議論をしていただければいかがかと思えますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

渡辺 議員報酬のあり方については、議員定数のあり方とともに議員の職責を考える上で深く関係してると考えますので、この協議会であわせて議論を深めていくことに賛成をいたします。

江上 今、田口委員の方から申しあげましたように、私たちとしては今後制度値として年800万、これをやっていくことが必要だと考えておりますし、議会の改革としては、今、愛知県議会でも政務活動費の問題が出ておまして、これこそ今やるべきではないかと思っておりますので、現時点で検討の必要はないと思っております。

おくむら せっかく議長さんからの御発言もあり、座長さんからのお話もありましたように、これ資料も御用意がいただけるというお話をいただきましたので、何の審議、検討もなしということではなくして、一度資料をですね、この会で見させていただいて、私は議論をしても何も差し支えがあるものではないと思いますので、ぜひそんな取り扱いをしていただければありがたいなと思います。

鎌倉 そもそも論で恐縮なんですけれども、もともとこの議会改革推進協議会というのは、改革を推進するという目的のはずなんです。一部新聞報道もあったみたいなんですけれども、改革を推進するということは先ほども出ました身を切る改革ということも当然、これは中心になると思うんですが、私が審議会に、市長に求めてもいいと言ったのはプラスマイナスもあっても、当然あるんですけれども、その中には恒久化という部分も当然出てくると思うんです。そういう意味でも議論になってもいいと。確認ですけれども。

中川 そうですね。はい。

金庭 先ほど議長さんからも御報告がありましたように市長さんからはですね、議員の報酬については議会が決めるものというお話もございました。議員定数の協議と含めてですね、この議員報酬についても議会が積極的に、責任を持って議論をしていくべきであると、このように思います。

中川 ありがとうございます。それでは各会派からそれぞれ御意見も出していただいたようでありますので、それではですね、せっかく議長からも御提案をいただいておりますので、この際、議員報酬のあり方につきましても、資料を、きょう、皆様方のお手元に配付をさせていただいて、そして引き続きこの協議会で、御議論をさせていただければなと思いますので、よろしく願いをいたします。それでは御用意をさせていただいている資料配付をお願いいたします。

(資料配付)

中川 それでは、ただいま配付いたさせました資料につきまして、まずは事務局より説明をお願いしたいと存じます。

調査課長 それでは、まず1枚目の「議員報酬月額について」をごらんください。本市及び横浜市、京都市、大阪市、神戸市、愛知県の議員報酬月額の状況でございます。横浜市、神戸市、愛知県は制度値どおりでございますので、その金額を記載してござ

います。また、本市及び京都市、大阪市は特例条例で減額をされておりますので、その金額と括弧書きで制度値で支給された場合の金額を記載してございます。次に、2枚目の「本市の議員報酬の改定状況」をごらんください。過去20年の制度値の変遷、過去10年の特例条例の変遷でございます。1の制度値は平成18年4月1日の改定が最後となっております。また、2の特例条例は平成23年5月から現在の金額となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

中川 それでは、説明が終わりましたので、御発言等、お願いをしたいと存じます。

加藤 ちょっと資料の確認をさせていただきたいんですが、この横浜市と神戸市と愛知県は、制度値に戻っているということでありますけれども、これはいつ制度値に戻ったのでしょうか。あるいは特例は何%でやってたのでしょうか。それ、わかりますか。

総務課長 まず、愛知県の方でございますけれども、愛知県は平成27年の4月をもって減額が終わっておりまして、当時減額していたのは5%の減額でございました。それから、横浜市と神戸市につきましては昨年度も制度値どおりでございまして、今年度変わったというわけではございません。昨年度から引き続きずっと制度値という状況でございました。横浜市と神戸市につきましてはそういう状況でございます。

加藤 そうすると横浜市と神戸市は、特例も出ずに、今まで制度値できたという理解でよろしいですか。

総務課長 まず、神戸市の方でございますけれども、特例をしておりましたのが、最後、平成18年の3月31日をもって、制度値93万円に対して88万円にするという特例が平成18年3月31日で終わっております。横浜市につきましては平成26年3月31日をもちまして、10%の減額の特例が終わっております。もう1年前に終わっておると、そういう状況でございます。

加藤 この資料のことはよくわかりました。ということは、この資料から見させていただくと、5大市の中、あるいは愛知県と比較しても、今、一番特例で多く減額をしているのは、12%だというのがこの表からとれます。あるいは、愛知県は改選期を踏まえて制度値に戻ったということだと思えますけど、先ほどから議論があるように、やっぱり、これは本当に全会一致で報酬等審議会にかけて、一度諮っていただくということがよかったんですけど、それがかなわなかったということは、やはりこの場で少し議論をしていく方向に、座長さんが言われるようにやった方が私はいいと思いますので、よろしく取り計らいをお願いいたします。

金庭 今資料で示していただきましたが、そもそも論なので事務局さんの方にお尋ねをしたいんですけども、この制度値というものをですね、求めている、出しているとか定めている、名古屋市特別職報酬等審議会ですね、この構成というのはどういう人で構成されているのか、そのことを確認させていただきたい。

総務課長 まず、報酬審につきましては、名古屋市特別職報酬等審議会条例といった条例で設置されておりまして、その3条でどういった方をもって組織するというのが定められております。条文の中では「名古屋市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する」と、こういうように条文で書かれております。実際にどういったような方々が委員になられているかといいますと、マスコミ関係の方、弁護士さん、それから経済関係の方、それから労働界、それからNPO法人の方、そういったような方でさまざまな各界から選出されているという状況でございます。以上でございます。

金庭 そうしますと、この制度値というのはある意味で民意できちんとそれは諮られて、制度値というのは定められていると、こういう整理ができると思います。今回議長さんをお願いをしました、正副議長さんからですね、制度値についての答申をお願いしたところ、これは議会の方で決めるべきだというふうに、——報酬についてはですよ。制度値について、これ、議会の方で変更ってできるんですか。こういったことは過去にあったんですか。

総務課長 議員報酬月額につきまして、これまでは名古屋市におきましては市長さんが報酬審の方に向けられまして、その答申をもって条例を出されるということでやられておりまして、議員提案で報酬月額を変えられたということは承知しておりません。

中川 それはすなわち確認ですが、制度値はあくまでも報酬審で決めてきたと。こういう理解でいいですね。

総務課長 そのとおりでございます。

金庭 そういう整理をきちんと踏まえた上で、やはり議会ではこの特例値、名古屋市と大都市比較をしながらこの特例値についてどうしていくかということについてはこの議会改革の中でしっかりと、これは皆さんと議論をし、定めていくべきであるということがわかりました。以上でございます。

江上 今の制度値の件ですけれどもね、実務的な確認ですけれども、あくまで今までは議会がこういうふうにしたいと、それを名古屋市長が受けて、市長の附属機関だものだから特別職報酬等審議会にかけた。ただ、議員の場合に、議会が独自で制度値を、議会でやること自体は制度的には許されているんでしょう。

総務課長 法的に議員の方で提案することが禁止されているわけではございません。これまで名古屋市としてはずっと市長が提案されてきたということでございます。

江上 したがって制度値であってもね、条例を議会そのものが提案することは可能であるということだけは、はっきりさせておかなければいけないと思うんですね。今までは特別職報酬等審議会という第三者機関が、市長の附属機関でしかないものだから、議会に附属機関がないものだから便宜的に使っていたというふうに私は理解をしておるんですけれども、そういう理解でいいんでしょうか。それは私の思いがあるだけで、制度的にそのような説明ができないというのであれば、それはそれで結構なんです。

渡辺 事務局にちょっと質問しますが、要するにこの報酬等審議会のですね、条例の中には明らかになっておるんじゃないかね。例えば位置づけが、議員の報酬等については特別職報酬等審議会でその答申に基づいて、何かそういった条文があるんじゃないですか。たしかあったと思うんだが、そこを一遍、教えてもらえないですか。

中川 それでは総務課長、今の江上委員の質問とあわせてお答えください。

総務課長 まず報酬審の条例の方でございますけれども、第1条のところで、設置のところですね、目的が書かれておりまして、その中では「議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額及び退職手当の支給水準について審議するため、市長の附属機関として、名古屋市特別職報酬等審議会を置く」ということで書いておりまして、この条例の中では議員報酬について審議をするための審議会だという位置づけで明記して設置をされておるものでございます。これまではたまたま市長の方で提案されていたのではないのかというふうでございますけれども、市長の方で予算権限も持っておりますので、これまでは市長が提出すべきものということで名古屋市の中で整理されていたのかなというような理解をしておるところでございます。

渡辺 今、御説明ございましたように明らかでございますので、私はそのために制度値をですね、市長さんにぜひ一遍お願いできぬかと、これが適正かどうかというね、

それをですね一遍諮ってもらえぬかといってお願したところ、それは議会の方ですよ、決めることだから私は800万の恒久条例だったらいいけどそれ以外じゃないかぬと、こういうことだから、結果的には、これをですね議会改革推進協議会で十分これが適正かどうかということですね、やはり私は決めていくべきではないかと、論議していくべきではないかと、こう思っている。同時にですよ、あの中では当分の間ということでございますので4年と8カ月ですね、既にこういう経過をし、県においてもですね、今、制度値そのものに戻っておると。他の政令指定都市も、5大市の中でも戻っておるという実態を見た場合においては本当に適正かどうかということですね、我々の議会改革の中で決めていくべきだと。しかしですよ、諸般の情勢を考えると、私は今、大阪市の12%減というところがございまして、やはりこの制度値が名古屋市の場合はたしか99万だと思っておりますので、それに対してはですね、その減額の額というか減額のパーセンテージは大阪市よりはたくさんやるべきだと、こういう意見を私は持っております。

中川 ちょっと整理をさせていただきたいと存じますが、そうすると先ほど加藤委員あるいは金庭委員、また今、渡辺委員の方からも御発言がありました、制度値については、すなわち適正な額については市長さんに議長、副議長から報酬審でもんでいただくように依頼をしたけれどもそれが実現をなされなかった。したがってこの制度値ではなく特例値、すなわち特例値について議論を深めてはいかがかというような整理でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それではその辺も、特例値についても含めながら少し御議論を深めていただければと思います。

大村 減税日本としましては、今回、先ほども申し上げましたけれども議会改革推進協議会ということもございまして、行革、財政の健全化といういろんな視点から考えても、議員報酬については800万円を維持してまいりたいと、私たちは考えております。

田口 先ほどはですね、議員報酬、今の800万を制度値にしてということでの継続をと申し上げました。今、特例値としてどうかという議論をとということなので、特例値ということであってもですね、今の現行800万を継続していくという、こういう考えです。それはですね、もともと議員報酬問題が大事になったのは、前々回の出直し市議選のときでありました。そのときには多くの候補者の方が800万ということも公約をされておられます。その後、議会でもいろんな議論があったんですけど、暫定で、とりあえず800万ということで、そこで一致したんですよ。前回、去年の4月の選挙のときは、私の受けとめではですね議員報酬問題は市民的な争点に十分ならなかったんじゃないかなということでもありますので、前々回の出直し市議選後の民意はまだ生きています。民意は生きています。そうい

うことで特例値を継続すべきと。特例値ということでの議論であれば、そういう立場です。

中川 すなわち減額率で言うと 50%を維持すべきと、こういうお考えでよろしいですね。
——はい。

金庭 これまで、これで5年目になります。減額率 50%でやってまいりました。当然前期もそれで 50%減という形でやってまいりました。それを一つの我々は体験者として、——ここにいらっしゃる皆様はほとんどの方は体験者なんですよ。そのときの議会等の動き等見ますと、残念ながらその報酬半減でこの議会、議員がですね、どのような決意をもって議会活動、議員活動やるかというところでですね、市民の方も非常に注目しておられましたけれども、残念ながらいろんな金銭トラブルで問題を起こしたり、また市民の方に御心配をおかけしたりした議員もいたことも確かでございます。ただいろんな人がこの議会、議員という立場で来るのは当然であります。その報酬を減らせば議会が正常化するかということではないのだなということ、経験的に私は学ばせていただいたというふうに思います。であるならば、むしろそういう議員の職責、またこれらの権限を持つ議員としての立場、そういったものを勘案していくと、逆に言うそうですね、5大市の中でもですね、当然のことながらこの報酬というのは削減率は日本一を目指すべきだということに私は異論はありません。ただし、ある程度の報酬を持たせるということは、逆に言えば、議員としてのその責任の重さというものをしっかりと担保するということもあるのではないかという、私の意見でございます。ですからこれは多ければいい、少なければいいという問題ではなく、どこにその議員の責務を、市民のために、市民生活をしっかりと守っていくその責任を果たしていくのかといったのは、これは議員はしっかりと耐えなければならないというふうに思いますので、報酬を下げた楽になったからいいというものではないということも学ばせていただいたことでございますので、そういったことも皆さんと議論していきたいなというふうに思った次第でございますので、発言をさせていただきました。

おくむら 先ほどからも議論がありましたように、やっぱり客観的にね、本当は市長が報酬審を開いていただいて、制度値をしっかりとお示しをいただきたいなと、正直言って私はそうと思いますが、これは権限者たる市長が議会の方でみずからのことですから決めてくださいと、先ほど議長からのお話があったものですから、それをまた再度というわけにはいかぬということは思います。ですから、どうでしょう、きょう議長さんのこの資料もいただきました。私どもの報酬、すなわち特例値がいかにあるべきかということですね、会派でしっかりとまた検討させていただいてですね、

一定の方向性を出させていただければうれしいなと思うんですが、いかがでございましょうか。

中川 ただいま、おくむら副座長の方から御提案いただきましたが、この点についていかがでしょうか。

江上 私としてはですね、制度値として800万円というのを議会で決めればいいと、そういうふうに思っております。

渡辺 やはりこれ、議員報酬月額を他の5大市の数を出していただき、愛知県の数を出していただきまして、これをじっくり見させていただきますと、この名古屋市だけが、本市の議員報酬のみが他都市と比較してあまりにもですね、大きく乖離しているような感じがするんですね。ですからこの資料に基づきまして、私どもの会派に帰りましてですね、何が一番特例値として適切かと、こういった論議をですね、やっぱりしてみたいと思いますので、今のおくむら副座長の提案に賛成いたします。

中川 はい。承知いたしました。私の方からちょっと事務局に質問させていただきますが、先ほどの制度値を議員の方から提案するのはどうかという話で、一応そちらの方からは法的な縛りはないというようなお返事をいただきましたけれども、例えば他都市で、特段ここでいうところの5大市で、自ら制度値を決めているような都市があるのかなのか、そしてそれが議会で提案していくことにそぐうのか、その辺についての見解を。どなたか。

次長 報酬等審議会条例で市長は提案するときとは書いてございますので、基本的には制度値については市長が提案していくということで考えられていると思います。ただ、大阪市の場合が、市長の方が報酬審をかけた。その結果を受けて、それを踏まえて議会が出したというのはございますので、全く報酬審を無視して議会が出すというのはどうかなと思います。

中川 ということでありますので江上委員、おっしゃっていることもわからんでもありませんけれども、しかしながらやっぱり報酬審は報酬審としての役割があらうかと存じますので、この際、今、いろいろな委員からも御提言をいただきましたように、この推進協議会では特例値について御議論をいただいております。そのように取り計らいをさせていただいてよろしいですか。

(異議なし)

中川 それでは、実はこの報酬の問題については、これまでももう何年もかけて議論を、それぞれの会派、あるいは私どもも議論をさせていただいてきたと思いますので、この際、この議員報酬の特例値について、次回のときに、各会派である一定の御意向を表明していただければいいかなというように思いますが、いかがでしょうか。このような取り計らいでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

中川 それでは、議員報酬に関しましても、次回において意向表明をさせていただきたいと存じますので、それぞれの会派で議論をしてきていただければというように思います。それでは、本日用意をさせていただきました議題は以上であります。その他何か御発言がございましたらどうぞ。

江上 先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、政務活動費の話とか、最初のところで申し上げたので、順序はあるのでしょうかけれども、ぜひ。愛知県議会でも今話題にもなっておりますので話がしたいと思います。

中川 はい。承知いたしました。(「要望として」と呼ぶ者あり) はい。それでは最後に正副議長さんの方から何かありましたら御発言をどうぞ——よろしいですか。それでは、以上で第5回の議会改革推進協議会を終了いたします。御苦労様でございました。次の日程についてはまた改めて日程調整の上、御連絡させていただきます。よろしくお願いたします。